

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
施行規則の一部改正

公布年月日・番号 平成19年4月13日・東京都規則第155号

1 概要

1 改正理由

次の規程が一部改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則

(昭和52年通商産業省令第24号)

自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料
に含まれる物質の量の許容限度

(平成7年環境庁告示第64号)

2 改正概要

(1) 1 の改正の概要

軽油の硫黄分が、0.001質量百分率以下であることとされ、
硫黄分の測定方法が改正された。

(2) 1 の改正の概要

軽油に含まれる硫黄の許容限度が0.001質量パーセント
以下に改められた。

(3) 規則改正の概要

(1)、(2)の改正に伴い、都民の健康と安全を確保する環境
に関する条例第57条(粒子状物質を増大させる燃料の使用禁
止)に規定する燃料についての規定のうち、いおう分につい
ての測定方法及び基準を改める。(第21条第3号)

2 施行期日

公布の日（平成19年4月13日）

3 問い合わせ先

自動車公害対策部 計画課 計画係

直通 03 - 5388 - 3462

内線 42 - 514